

平成25年行政事業レビューシート (内閣府)

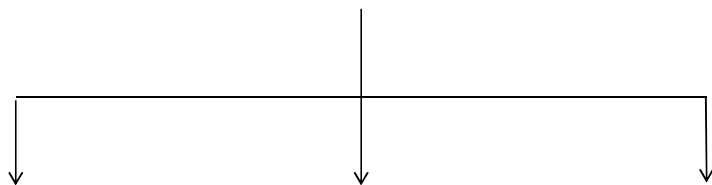
<b>事業名</b>	総合特区計画に基づく支援措置等に必要経費		<b>担当部局</b>	政策統括官(経済財政分析担当)	<b>作成責任者</b>			
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	平成23年度		<b>担当課室</b>	地域活性化推進室	参事官 宇野善昌 参事官 長屋正人			
<b>会計区分</b>	一般会計		<b>政策・施策名</b>	24総合特区の推進(政策6-施策)				
<b>根拠法令(具体的な条項も記載)</b>	総合特別区域法 (平成23年6月22日成立)		<b>関係する計画、通知等</b>	日本経済再生に向けた緊急経済対策 (平成25年1月11日閣議決定)				
<b>事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限活かすため、規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等を総合的な政策パッケージとして実施することで、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化を目的とする。							
<b>事業概要(5行程度以内。別添可)</b>	地域の包括的・戦略的な取組を、規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置により、地域の実情に合わせて総合的に支援するとともに、総合特区ごとに組織される国と地方の協議会で国と地域の協働プロジェクトとして推進するものである。 総合特区は、地域がめざす政策課題の解決の基本的方向性を国と地域とで共有できるものについて総合特区として指定し、その考え方について、国際戦略総合特区にあっては国際競争力強化方針、地域活性化総合特区にあっては地域活性化方針としてそれぞれ定めた上で、必要となる規制の特例措置等の在り方について、国と地方の協議会を通じ、政府の各関係行政機関からの代替案の提示も含め、国と地域の協働プロジェクトとして進め、具体化した規制の特例措置等について、国際戦略総合特別区域計画又は地域活性化総合特別区域計画として、具体事項を定めた計画を認定し、各種施策を集中実施するもの。 また、民間事業者による総合特区の取組を推進するため、認定を受けた計画に資する事業を実施する事業者が指定金融機関から資金を借り入れる場合、利子補給金を支給するもの(当初5年間、利子補給率0.7%)。							
<b>実施方法</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
<b>予算額・執行額(単位:百万円)</b>		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
	予算状況	当初予算	-	166	188	315	534	
		補正予算	-	△83	△64			
		繰越し等	-	0	0			
		計	-	83	124	315	534	
	執行額	-	3	51				
執行率(%)	-	3.6%	41.1%					
<b>成果目標及び成果実績(アウトカム)</b>	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値(28年度)
	産業の国際競争力の強化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とし、具体的には、認定国際戦略総合特別区域計画について、指定地方公共団体等に対する調査もしくは当該団体による自己評価で、平成28年度時点で最終計画年度の目標値に対する達成度の平均90%を目標とする。		成果実績		-	-	-	90
			達成度	%	-	-	-	
<b>活動指標及び活動実績(アウトプット)</b>	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	規制の特例措置について、今春に予定している「国と地方の協議会」において、第一次～第三次指定区域から提案された規制の特例措置に係る優先提案について、優先提案件数総数に対して、協議結果が「提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの」及び「方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの」の割合を、平成24年春協議と同水準の80%とすることを旨とする。		活動実績(当初見込み)		-	-	72	(80)
					-	-	-	
<b>単位当たりコスト</b>	1,159(千円/1地区あたり)		算出根拠	X:平成24年度執行額(50,998千円) Y:総合特区指定地区(44地区)				
平成25・26年度予算内訳	<b>費目</b>	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	諸謝金	8.8	5.4	評価調査検討会の実施回数の見直しによる減額				
	職員旅費	3.8	4.7	現地調査の実施に係る増額				
	委員等旅費	7.6	5.9	評価調査検討会の実施回数の見直しによる減額				
	庁費	1.6	1.3	借料、雑役務費の見直しによる減額				
	総合特区支援利子補給金	293.2	505.5	平成25年度以前に締結した利子補給金に加え、平成26年度の新規契約があるため。				
	総合特別区域調査委託費		11.5	総合特別区域調査委託の実施に伴うもの				
計	315	534						

事業所管部局による点検					
	項目		評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	・総合特区は先駆的取組を行う実現可能性の高い区域に国の資源を集中するもので、地方自治体等へ委任できる性格のものではない。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	・利子補給金においては、「交付要綱」、「手続の手引き」により、手続き、交付先の要件、支給率等を定め、適正な手続きを行っている。 ・その他の費目は区域の指定に係る諸謝金、制度周知のための庁費であり、制度の実施に際して最低限必要なものとなっている。 ・(不用率について) 利子補給制度において平成24年度が実質初年度であり利子補給金の申込みが年度後半に集中したため、支給実額が当初見込額を大幅に下回った。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-		
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	・利子補給金においては、「交付要綱」、「手続の手引き」により、手続き、交付先の要件、支給率等を定め、適正な手続きを行っている。 ・その他の費目は区域の指定に係る諸謝金、制度周知のための庁費であり、制度の実施に際して最低限必要なものとなっている。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点検結果	<p>総合特別区域法及び総合特別区域基本方針に規定された総合特区の指定に係る経費、総合特区制度説明会の経費、また、総合特区推進のため民間事業者が金融機関から借入れを行う際の利子補給に関する手続きを適切に行った。 今後も、地域の取組について、地域の実情に合わせた総合的、効率的な支援になるよう、実施状況や効果を踏まえ、適切に実施していく。</p> <p>利子補給金については、昨年度が実質初年度であったが、着実に制度の浸透・活用が進んでいる。 なお、本利子補給金は、融資後5年間を支給対象としており、過年度に締結した利子補給金に加え、新年度の新規契約があるため利子補給金予算額の増加が見込まれる。利子補給金は、小さな予算で民間投資や雇用を誘発することが可能であり、引き続き本制度の活用を図ることとした。</p>				
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現状通り	事業の進捗状況の把握に努め、実態に即した適正な予算となるよう留意すべき。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状通り	事業の進捗状況を把握し、実態に即して積算した。				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年	-	平成23年	0180	平成24年	0051

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

内閣府  
51百万円

( 総合特区の推進に必要な経費 )



【補助】

【随意契約(少額)】

【直接】

A. 指定金融機関  
(21金融機関)  
42.5百万円

B. 民間事業者  
(6者)  
0.3百万円

C. 個人(職員等)  
8百万円

実施事業者への融資

消耗品費、会議費、雑役務費

旅費、諸謝金

D. 国から推薦を受け、総合特区に資する事業を実施する事業者(32社)  
42.5百万円

( 総合特区に資する事業の実施 )

( 総合特区支援利子補給金 )

資金の流れ  
( 資金の受け取り先が何を  
行っているかについて補  
足する )  
( 単位：百万円 )

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額が  
 支出されている者  
 について記載す  
 る。費目と使途の  
 双方で実情が分  
 かるように記載)

A.株式会社日本政策投資銀行			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
利子補給金	総合特区に資する事業の実施者に対する融資に係る利子補給金	27			
計		27	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.A株式会社			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
利子補給金	指定金融機関との間で行われた融資に係る利子補給金	13			
計		13	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社日本政策投資銀行	利子補給金	26.9		
2	株式会社みずほコーポレート銀行	利子補給金	2.8		
3	株式会社北洋銀行	利子補給金	2.8		
4	北海道信用農業協同組合連合会	利子補給金	2.7		
5	株式会社福岡銀行	利子補給金	1.8		
6	株式会社北九州銀行	利子補給金	1.7		
7	株式会社三井住友銀行	利子補給金	1.1		
8	株式会社西日本シティ銀行	利子補給金	0.9		
9	株式会社静岡銀行	利子補給金	0.4		
10	株式会社筑邦銀行	利子補給金	0.4		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	扶桑速記印刷(株)	速記料	0.1	—	—
2	日本コンペンションサービス(株)	通訳業務	0.07	—	—
3	個人A	記念写真撮影業務	0.7	—	—
4	(株)文研堂書店	図書	0.4	—	—
5	宮嶋印刷(株)	一般用紙	0.1	—	—
6	東京コカ・コーラボトリング(株)	会議費	0.09	—	—
7					
8					
9					
10					

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	A株式会社	利子補給金	13		
2	B株式会社	利子補給金	7.6		
3	C株式会社	利子補給金	7.1		
4	D株式会社	利子補給金	5.6		
5	E株式会社	利子補給金	2		
6	F株式会社	利子補給金	1.3		
7	G株式会社	利子補給金	1		
8	H株式会社	利子補給金	0.6		
9	I株式会社	利子補給金	0.6		
10	J株式会社	利子補給金	0.4		